

【医療情報】新型コロナウイルス関連情報（4月19日現在）

【ポイント】

- 報道によれば、アルゼンチン国内では2941名（昨日から102名増）の累計感染者数、うち134名の累計死亡者数、685名（昨日と変わらず）の累計治癒数が報告されています。
- 当国に居住、または短期的に滞在している方を対象とした、強制隔離措置DNU（355／2020）が4月26日まで継続中。同時に、非居住者の方々の入国の禁止も同日まで継続中です。
- 4月25日（土）、イースタン航空によるブエノスアイレス発マイアミ行の特別便（2D888）が運航される予定です。ご帰国を希望される方は、同便の利用をご検討ください。詳細は、「4月25日イースタン航空特別便（マイアミ行き）のご案内」<https://www.ar.emb-japan.go.jp/files/100046265.pdf> をご参照ください。
- 地方におられる非居住者の方々が、強制隔離期間中にご帰国のために、首都へ移動される際には、所在地を出発される最低48時間前までに申請を行う必要がありますので、時間的余裕を持ち、事前に当館領事班までお知らせください。

【本文】

1 報道によれば、アルゼンチン国内では2941名（昨日から102名増）の累計感染者数、うち134名の累計死亡者数、685名（昨日と変わらず）の累計治癒数が報告されています。

2 強制隔離措置の例外の拡大

18日、アルゼンチン政府は、例外の拡大を要請しなかったトゥクマン州とサンティアゴ・デル・エステロ州を除くすべての州（ブエノスアイレス自治市を含む）において、以下の活動・サービスを20日から強制隔離措置の例外とすることを決定しました（同日付行政決定第524号）<https://www.boletinooficial.gob.ar/suplementos/2020041801NS.pdf>。

- （1）サービス料金や税金の徴収を行う施設。
- （2）各州・各市の税務事務所。
- （3）国・各州の登記活動。
- （4）小売業者によるオンライン、電話等の非対面形式での最終製品の販売（店舗営業は不可）。
- （5）医科・歯科の診察（予約が必要）。
- （6）医療分析施設（予約が必要）。
- （7）眼科（予約が必要）。
- （8）保険会社の損害調査・保険金支払い活動（オンライン以外の接客業務は不可）。
- （9）ジェンダーに基づく暴力の被害者を受け付ける施設。
- （10）輸出向け製造活動（生産開発省の事前承認が必要）。
- （11）産業における特定の工程（生産開発省の事前承認が必要）。

3 地方に滞在されている皆様が首都へ移動される際の注意事項

地方におられる非居住者の方々が、強制隔離期間中にご帰国のために、車両（バスやレミ ー ス）で首都へ移動される際には、所在地を出発される最低48時間前までに申請を行う必要がありますので、ご帰国のために移動のご予定のある方は、時間的余裕を持ち、事前に当館領事班 conbsas@bn.mofa.go.jp までお知らせください。細部は「地方に滞在されている皆様が首都へ移動される際の注意事項」をご参照ください。

<https://www.ar.emb-japan.go.jp/files/100043069.pdf> （以上）